

東京農工大学科学博物館運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第 10 条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 工学府・工学部から選出された講師以上の教員 <u>8人</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>総務部長</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第 15 条 博物館の事務は、関係部局の協力を得て <u>総務部総務課</u> <u>広報・基金室</u>において処理する。</p>	<p>本則</p> <p>第 10 条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 工学府・工学部から選出された講師以上の教員 <u>6人</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>次長のうちから館長が指名する者 1人</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第 15 条 博物館の事務は、関係部局の協力を得て <u>総務課及び小</u> <u>金井地区事務部総務室</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日博規則第 1 号)  
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。